

秋田県告示第415号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成25年9月6日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田市坊沢字深関街道下59番地 有限会社ゴダイ 取締役 高杉 弘章	北秋田市鷹巣字下家下43番1	35.00メートル	4.00メートル	平成25年8月29日